

東大和市緑の基本計画の改定について

第1回 東大和市緑の基本計画改定懇談会
平成29年11月15日

1. 緑の基本計画の概要
2. 東大和市緑の基本計画の改定の概要
3. 東大和市の緑の現状

1. 緑の基本計画の概要



〈緑の基本計画とは〉

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村（特別区を含む）がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

〈計画が対象とする緑は〉

都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地を含む）が単独で、若しくは一体となって良好な自然環境を形成しているもの」

〈計画に記載する事項は〉

- 緑の基本計画の基本的事項（定めることが望ましい）
 - ・ 緑地の保全及び緑化の目標
 - ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 市区町村の自主性に委ねられる事項
 - ・ 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針及びその他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項
 - ・ 都市公園の管理の方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
 - ・ 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
 - ・ 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
 - ・ 緑化地域における緑化の推進に関する事項
 - ・ 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

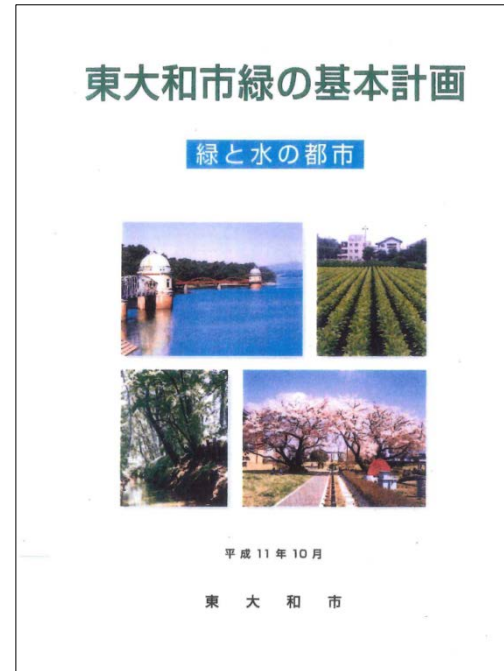
2. 東大和市緑の基本計画の改定の概要



(1) 現行の緑の基本計画(平成11年)の概要

<計画の趣旨>

市民参加のもと、緑の現況と課題を整理し、狭山丘陵をはじめとする樹林地や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境を創造していくために策定しています。



東大和市緑の基本計画
(平成11年度策定)

<計画の目標年次>

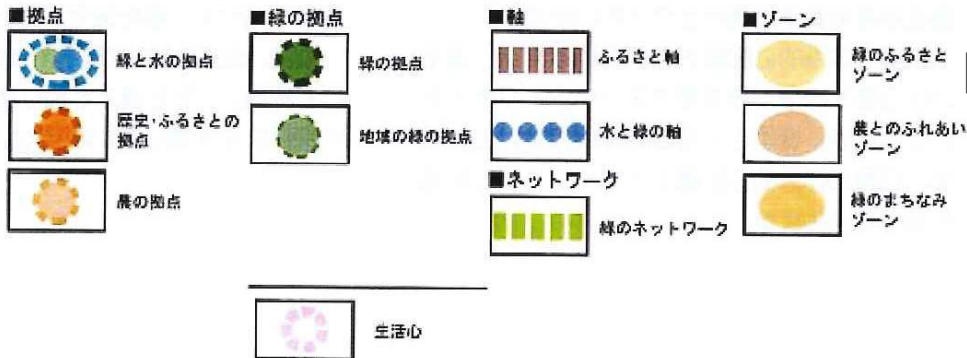
都市マスタープランとの整合を図るため、**平成30年**としています。

<計画の基本理念>

**狭山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り、
市民・企業・行政の協働により、
うるおいと安らぎのあるまちを創ります。**



<緑の将来像>



■拠点

狭山丘陵の「緑と水の拠点」、「歴史・ふるさとの拠点」、「農の拠点」を位置づける。

■緑の拠点

4つの主な都市公園を「緑の拠点」、地域の拠点となる公園・緑地を「地域の緑の拠点」と位置づける。

■軸

青梅街道・都道128号線を「ふるさと軸」、空堀川、奈良橋川、前川、野火止用水を「水と緑の軸」とする。

■ネットワーク

拠点を相互に結び市全体の緑のネットワークとする。

■ゾーン

青梅街道・都道128号線を中心とする地域を「緑のふるさとゾーン」、武蔵野台地の農地が多く残っている地域を「農とのふれあいゾーン」、市南部の緑被率の比較的低い地域を「みどりのまちなみゾーン」と位置づける。



〈緑の基本方針〉

基本方針1

ふるさとの緑と水をまもる

1. 狭山緑地の緑の保全・活用、2. 水辺の保全・活用
3. 農地の保全・活用、4. 樹林地の保全

基本方針2

緑の拠点とネットワークをつくる

1. 公園緑地の体系的な配置、2. 市民ニーズに合った公園整備、3. 緑によるネットワークの形成

基本方針3

緑あふれるまちをつくる

1. 公共空間の緑化、2. 民有地の緑化
3. 緑のリサイクル、4. 緑化推進重点地区

基本方針4

市民・企業・行政の協働

1. 緑化のしくみづくり、2. 緑化の支援体制づくり
3. 緑の普及・啓発



<確保目標量>

I. 「公園緑地等の都市施設とする緑地」*の確保目標量*

※都市計画公園、都市計画緑地、都市公園、条例等の公園の緑地の確保目標量

平成10年

住民一人当たりの面積

14.86m²/人

(人口約77千人)



平成30年(目標年次)

住民一人当たりの面積

18.75m²/人

(人口約81千人)

II. 緑地の確保目標量*

※「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地*」及び「社会通念上安定した緑地*」を合わせた緑地の確保目標量

平成10年

528.40ha

(都市計画区域面積1354ha)



平成30年(目標年次)

534.32ha

(都市計画区域面積1354ha)



【用語解説（緑地の区分）】

① 公園緑地等の都市施設とする緑地

- 都市計画法等で区域を定め公園緑地等の都市施設とする緑地
- 土地の永続性が担保された緑地



② 制度上安定した緑地

- 生産緑地地区や風致地区、自然公園等のように地区を指定して保全を図る緑地
- 区域内での土地利用や樹木の伐採などに制限があるため、緑地としての永続性が一定程度担保されている緑地



③ 社会通念上安定した緑地

- 寺社境内地や企業グラウンド等
- 社会通念に照らして一定の永続性が期待できる緑地



(2) 緑の基本計画改定の主旨



- ①平成11年度に策定した「東大和市緑の基本計画」の計画期間満了にともなう改定です。
- ②上位計画にあたる「東大和市総合計画(基本構想及び基本計画)」及び「東大和市都市マスタープラン」の改定、その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定が必要です。
- ③策定から18年が経過し、本市の緑を取り巻く環境、市民ニーズなどの変化に対応した改定が必要です。
- ④上記の点に加えて、現行計画の施策進捗状況を踏まえて、新しい目標値の設定、基本方針や具体的施策の見直しなどを行います。

【参考：現行計画策定時の背景】

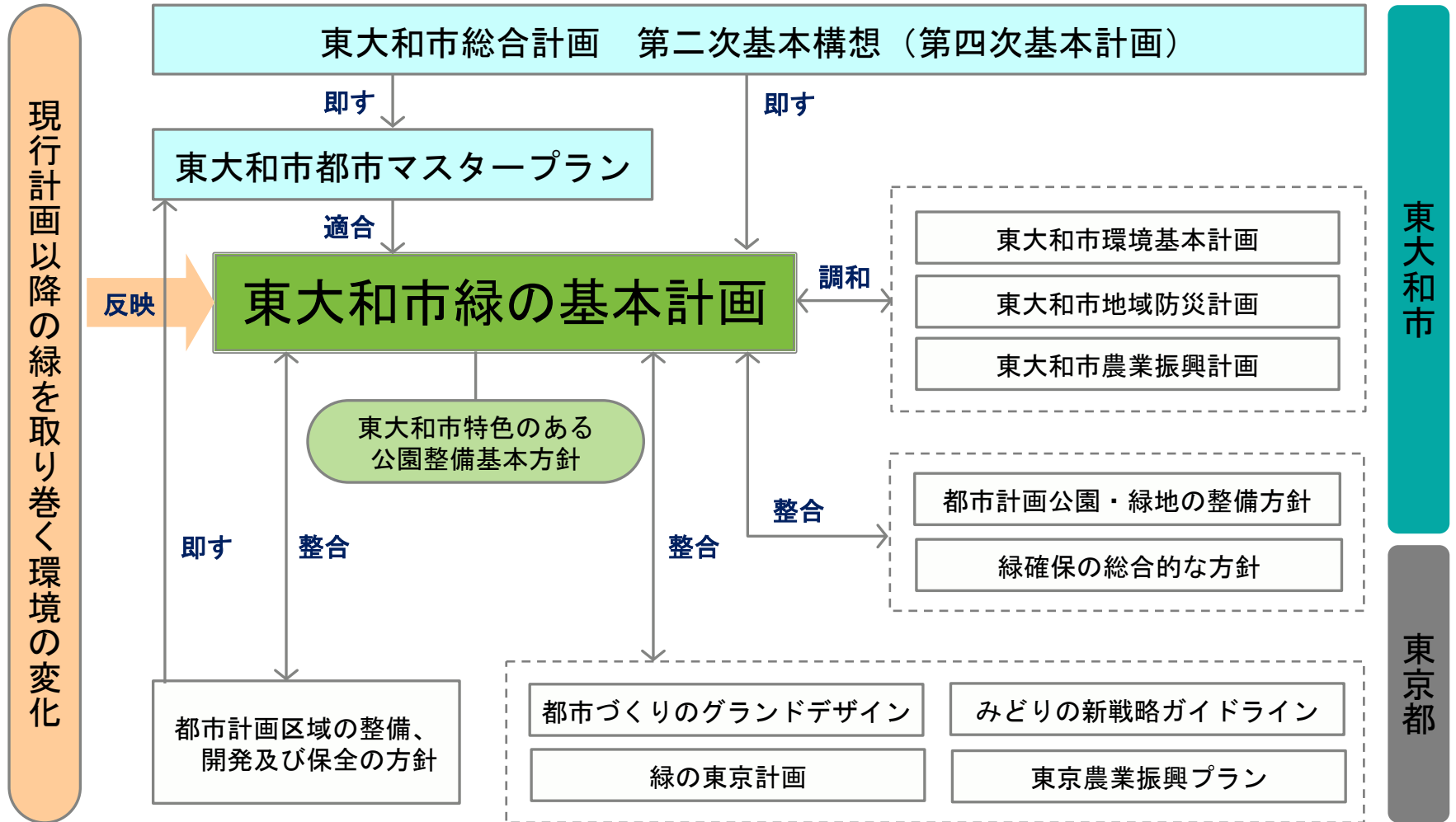
○少子高齢化社会、循環型社会、環境共生社会等への対応

【参考：東大和市都市マスタープランの改定時の時代の潮流変化】

- 震災・水害等に対する安全・安心への意識の高まり
- 地球環境に配慮した循環型社会構築への取組み
- 緑と水への関心や、生物多様性の保全に対する意識の高まり
- 少子・高齢化への対応
- 協働によるまちづくりに対する意識の高まり



<改定する計画の位置づけ>

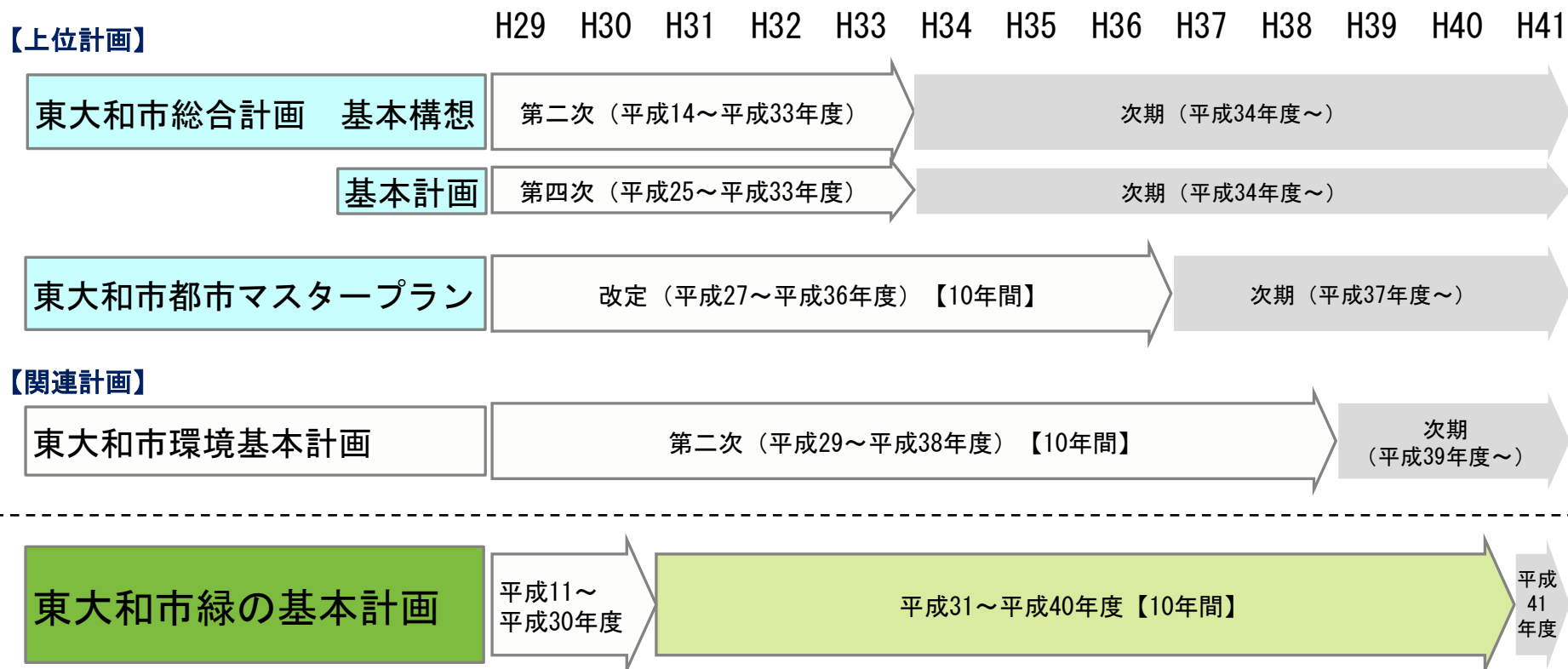




<目標年次>

上位計画として本計画が即すべき「東大和市都市マスタープラン」、関連計画として本計画が調和を図るべき「東大和市環境基本計画」の計画期間（10年間）と整合を図り、**平成31～平成40年度**とします。

【参考：上位関連計画の目標年次との関係】





<現行計画以降の緑を取り巻く環境の変化>

(1) 緑に関する諸制度の充実

(都市緑地法・都市公園法・生産緑地法の改正、都市農業振興基本法の制定 等)

- 緑地を保全するための制度や緑化を促進するための制度、地域住民の緑地管理への参加を容易にする制度の創設（緑地保全地域制度、緑化地域制度、管理協定制）
(H16, 都市緑地法改正)
- 民間施設等の上部空間での公園整備を可能にする制度、借地公園の整備を推進する制度の改正（立体公園制度、借地公園制度） (H16, 都市公園法改正)
- 緑の基本計画に記載することが望ましい事項として、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」に関する事項の追加 (H29, 都市緑地法改正)
- 公園施設の整備及び管理運営に民間の資金とノウハウを活用する「Park-PFI」制度の創設、保育所その他の社会福祉施設を占用施設として認める制度の改正 (H29, 都市公園法改正)
- 生産緑地地区の面積要件の引き下げ、生産緑地地区における建築規制の緩和（農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加） (H29, 生産緑地法改正) 等

(2) 地球温暖化・都市のヒートアイランド化の対策における緑への期待

(地球温暖化対策計画・ヒートアイランド対策大綱の閣議決定 等)

- 国の地球温暖化対策計画では、都市緑化や農地土壌を温室効果ガスの吸収源に位置づけ
- 国のヒートアイランド対策大綱では、地表面被覆改善、クールアイランド形成等として都市緑化を位置づけ



(3) 生物多様性の保全に対する意識の高まり

(生物多様性国家戦略、緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の策定 等)

- 国の生物多様性国家戦略では、「都市におけるエコロジカルネットワークの形成」など、都市部における生物多様性の確保の重要性を明示
- 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進するため「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定

(4) 防災まちづくりに対する意識のさらなる高まり

(東日本大震災、熊本地震、関東・東北豪雨災害などの震災・水害の発生 等)

- 災害時の避難場所や災害復旧拠点としての公園・緑地の位置づけ
- 火災時の延焼遮断効果、豪雨時の雨水浸透効果、急傾斜地での崖崩れ防止効果 等

(5) 観光まちづくりの気運の高まり

(観光庁の設置、東京都観光産業振興実行プラン2017の策定 等)

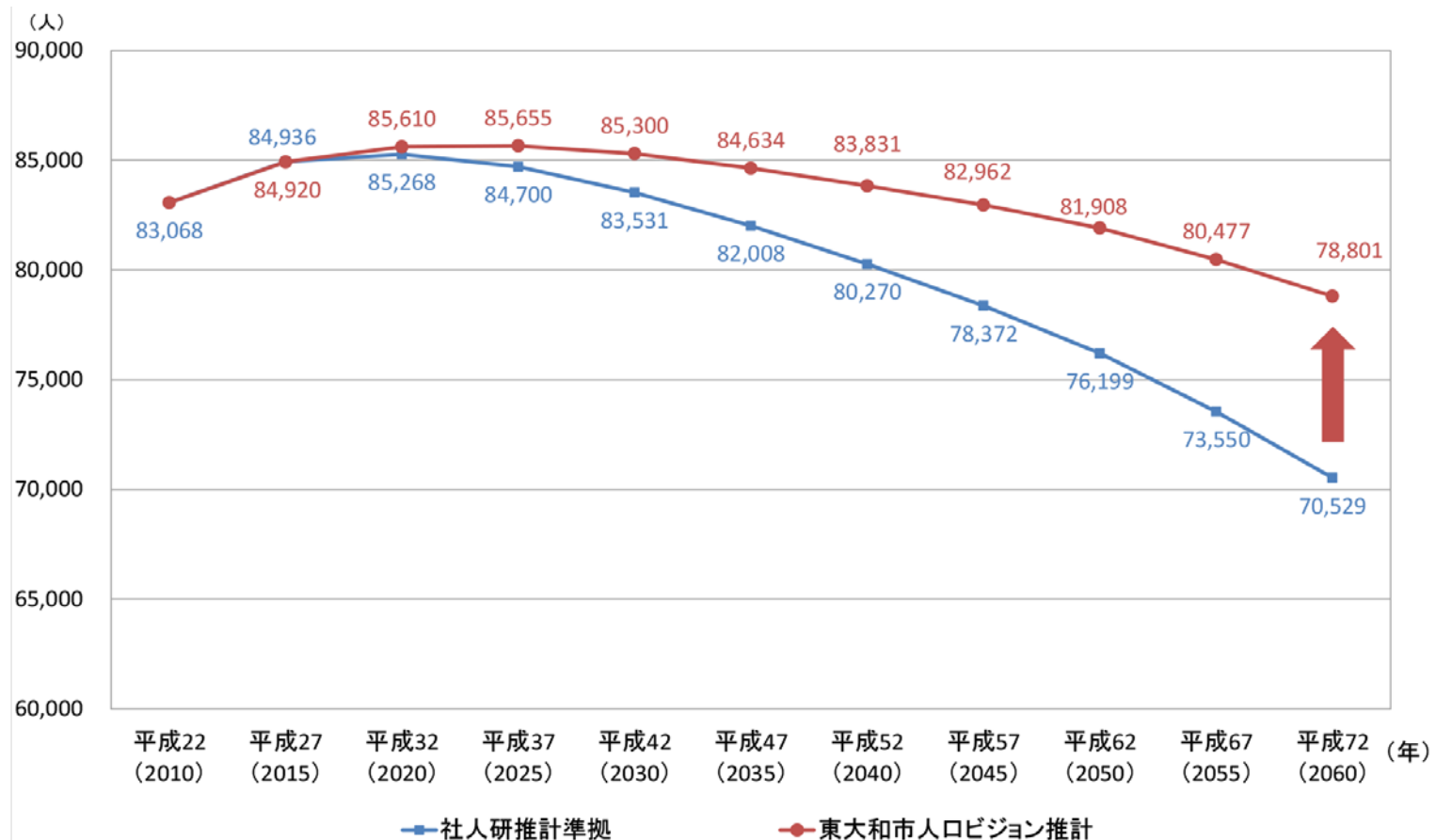
- 東京都の観光産業振興実行プラン2017では、「多摩・島しょのエリアでは地域の特色である豊かな自然や農林水産業を生かした観光振興の推進」を位置づけ
- 東大和市都市マスタープランにおいても、本市の緑と水の環境を「市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としても積極的に活用する」と明記



(6) 人口減少社会への対応

(東大和市人口ビジョン、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 等)

- 我が国の人口は平成17年から減少局面に突入
- 東大和市の人口ビジョンでは、平成37年から市の人口が減少局面に入ると推計 (国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成32年から減少局面)



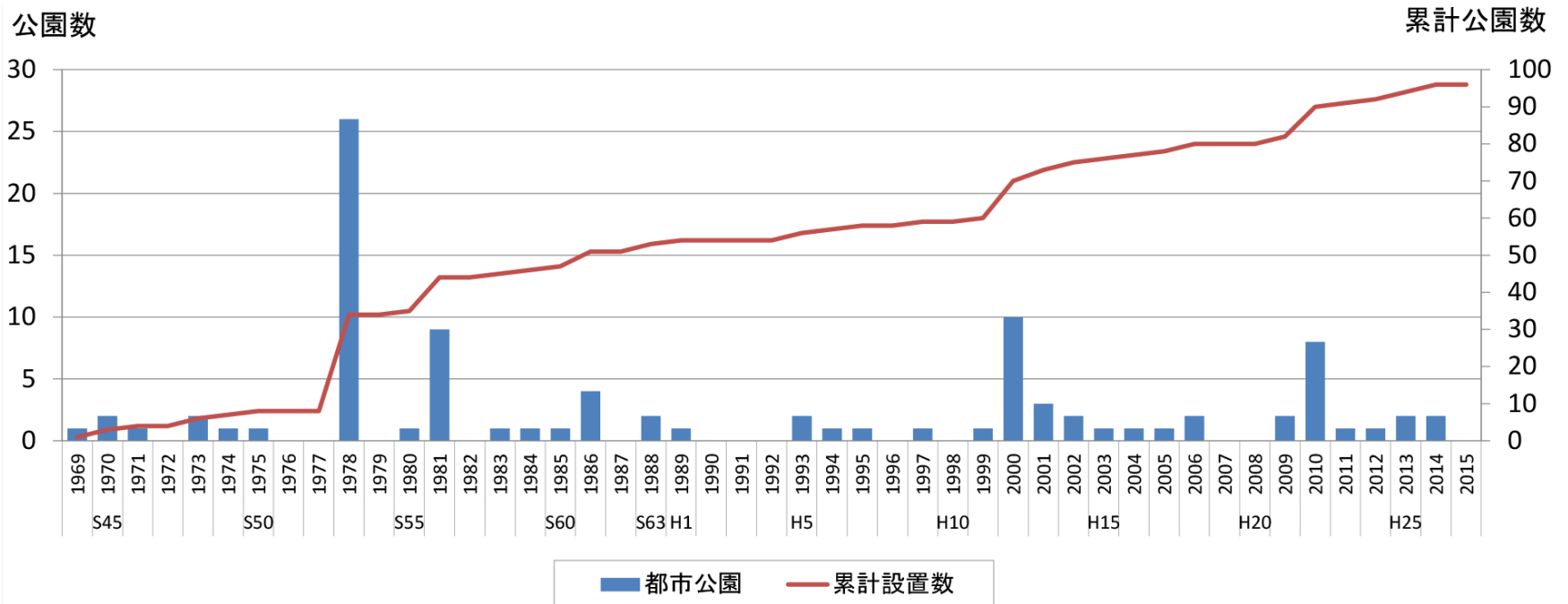
出典：東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略



(7) 公共施設の維持管理費の増大や更新時期の集中

(東大和市公共施設等総合管理計画、東大和市公園施設長寿命化計画の策定 等)

- 我が国では、東京オリンピックや高度成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、維持管理費の増大と更新時期の集中が顕在化
- 公共施設等の中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、公共施設等の最適化を実現するため、東大和市では「公共施設等総合管理計画」や「公園施設長寿命化計画」を策定



出典：東大和市公共施設等総合管理計画

3. 東大和市の緑の現状



① 緑の確保目標量

I. 「公園緑地等の都市施設とする緑地」の確保目標量※

※都市計画公園、都市計画緑地、都市公園、条例等の公園の緑地の確保目標量

平成10年

住民一人当たりの面積

14.86m²/人
(人口約77千人)



平成29年

住民一人当たりの面積

17.31m²/人
(人口約85千人)

平成30年(目標年次)

住民一人当たりの面積

18.75m²/人
(人口約81千人)

II. 緑地の確保目標量※

※「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」及び「社会通念上安定した緑地」を合わせた緑地の確保目標量

平成10年

528.40ha
(都市計画区域面積1,354ha)



平成29年

507.71ha
(都市計画区域面積1,354ha)

平成30年(目標年次)

534.32ha
(都市計画区域面積1,354ha)



<公園緑地等の都市施設の変化>

■ 街区公園

H10年 **13箇所** (3.4ha) → H29年 **16箇所** (4.1ha)



■ 近隣公園

H10年 4箇所 (7.9ha) H29年 4箇所 (7.9ha)

■ 総合公園

H10年 1箇所 (4.3ha) → H29年 1箇所 (4.3ha)

■ 運動公園

H10年 1箇所 (9.0ha) H29年 1箇所 (9.9ha)

増減なし

■ 都市計画緑地

H10年 **4箇所** (380.0ha) → H29年 **4箇所** (381.2ha)

■ 都市公園

H10年 **67箇所** (66.66ha) → H29年 **100箇所** (69.15ha)

■ 条例等の公園(こども広場)

H10年 **21箇所** (2.41ha) → H29年 **18箇所** (2.36ha)





<都市施設以外の緑地の変化>

■ 制度上安定した緑地

(公共空地、生産緑地地区、風致地区、自然公園、近郊緑地保全区域、調整区域内農地、河川区域、条例指定区域[保存樹林・市民農園 等])

- 大規模団地の建替えにともない公共空地が増加
- 生産緑地地区が宅地等への転用等により大きく減少
- 近郊緑地保全区域内の緑地の一部が宅地化により消失
- その他の緑地に大きな増減なし

八幡神社境内(風致地区)



■ 社会通念上安定した緑地

(緑の多い霊園や社寺境内地、大学や企業等のグラウンド 等)

- 大学や企業のグラウンドが別の用途に利用されたことなどにより減少
- 霊園や社寺境内地の緑地に大きな増減なし

警視庁総合訓練施設





②みどり率※(市全体)

平成15年

市全体のみどり率

50.4%

(総面積1,353ha※のうち682.5ha)

※市域総面積はGISデータによるもので
公称値とは異なります



平成25年

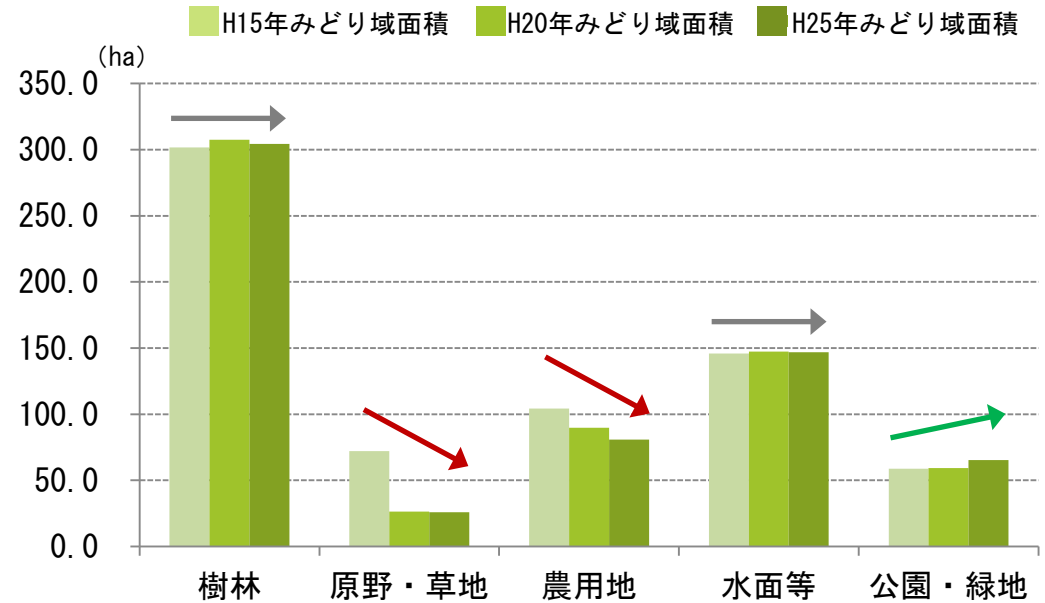
市全体のみどり率

46.0%

(総面積1,353ha※のうち623.2ha)

※市域総面積はGISデータによるもので
公称値とは異なります

■みどり域※の構成別面積と推移



資料：東京都みどり域データ

※みどり域：緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた区域

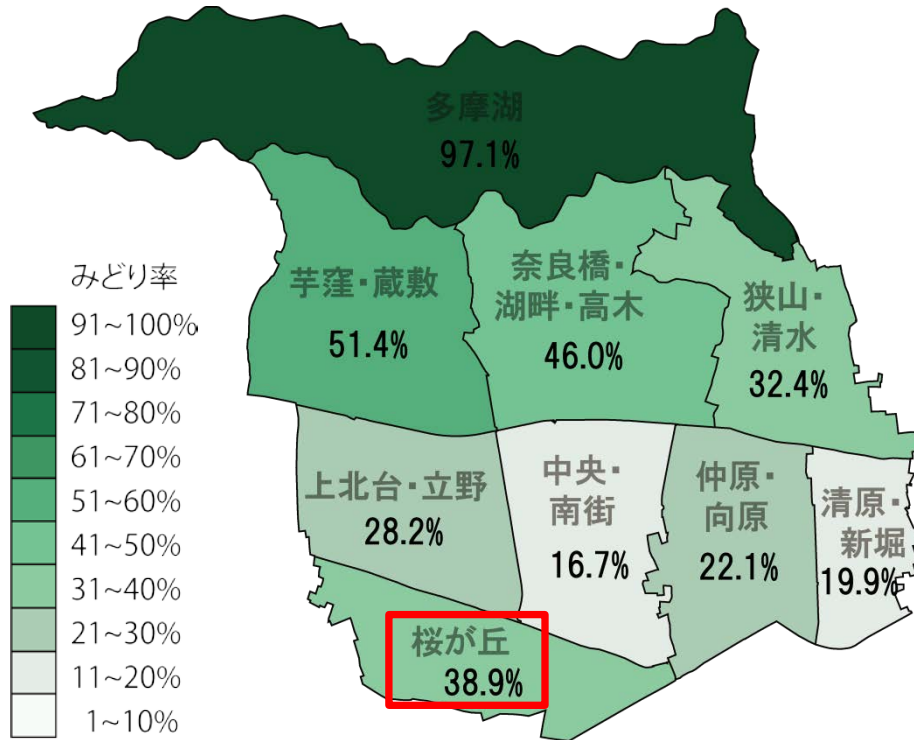
※みどり率：みどり域が地域全体に占める面積の割合

- 本市のみどり率のうち、高い割合を占めているのが樹林です。
- 樹林、水面等は大きな変化はなく、公園・緑地が僅かに増加しています。
- 原野・草地及び農用地は減少傾向にあります。

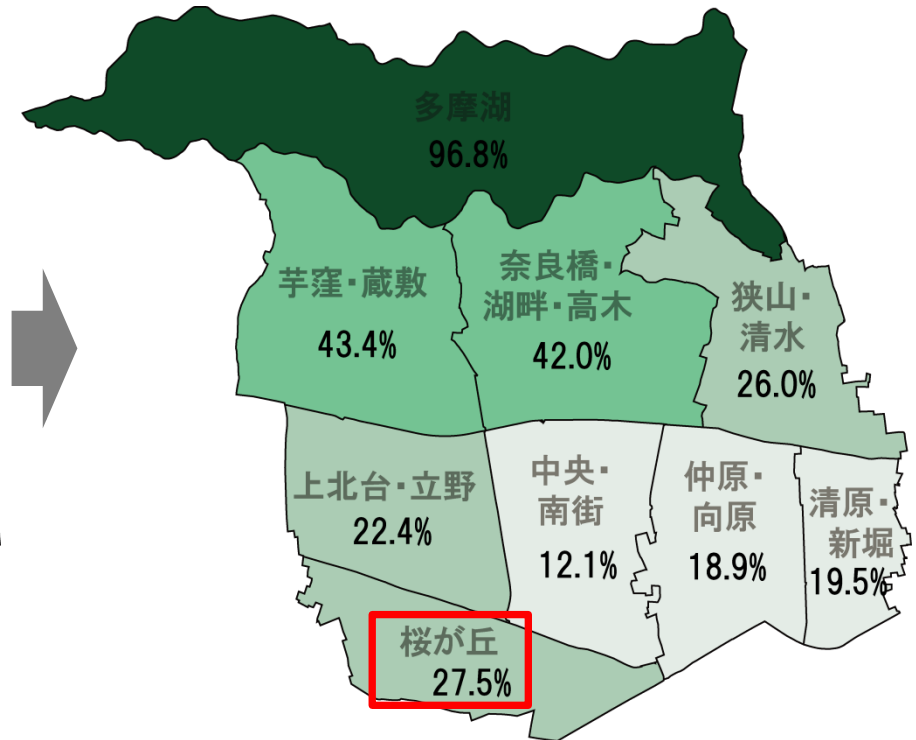


②みどり率(地域別)

平成15年



平成25年



資料：東京都みどり域データ及び都市計画地理情報システムデータ（土地利用現況）

- 地域別のみどり率は、市域北側の多摩湖、芋窪・蔵敷、奈良橋・湖畔・高木で高く、南東側の市街地に向かって低くなっています。
- 平成15年から平成25年までの10年間に於いて、全ての地域でみどり率が減少しています。特に、桜が丘で大きく減少しています。



③その他の緑

街路樹

平成26年愛称制定

昭和56年愛称制定



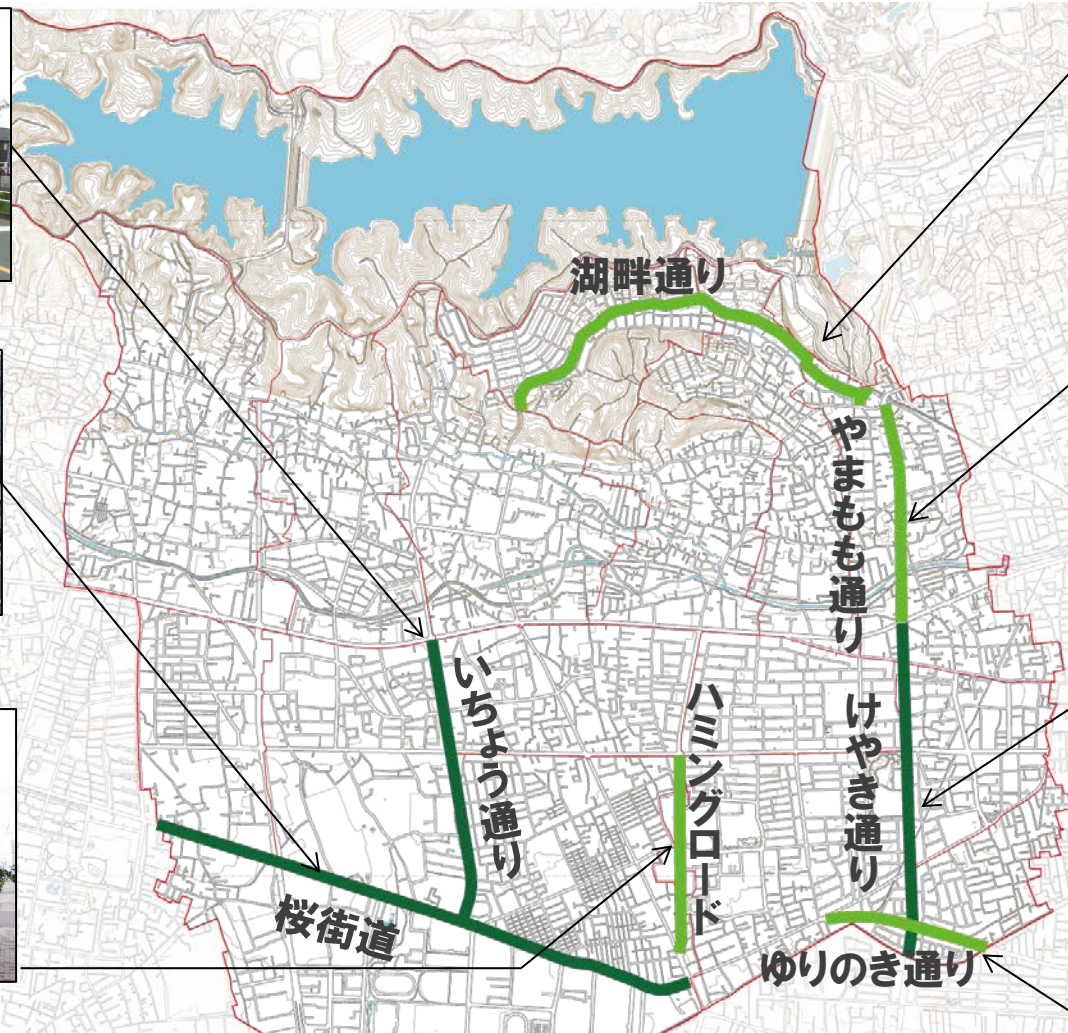
樹種:イチヨウ



樹種:サクラ



樹種:ハナミズキ



樹種:サクラ



樹種:ヤマモモ



樹種:ケヤキ



樹種:ユリノキ

○市管理道路のうち、街路樹等に特色を持つ道路に対して市民公募で愛称を付けて「愛称標識」を設置しています。



■保存樹木・保存生垣

- 東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づき、良好な自然環境の形成に寄与する大系木や生垣を「保存樹木」や「保存生垣」に指定しています。
 - 市では維持管理に要する経費の一部を負担し、指定の奨励に努めています。
- (平成14年～補助金停止中：緊急財政宣言)

保存生垣(狭山四丁目)



■農地(農業体験農園)

- 法律に基づいて指定される生産緑地地区や条例に基づいて設置する市民農園の他、市内には交流の場となる「学校農園」や「農業体験農園」があります。
- (現在「学校農園」は実施校なし)

農業体験農園(蔵敷二丁目)





④ 緑に関する資源

■ 緑をつなぐネットワーク(自転車・歩行者道)

○ 広域的な自転車・歩行者道として、「多摩湖自転車道」や「武蔵野の路（多摩湖コース）」が多摩湖周辺に整備されています。

武蔵野の路



多摩湖自転車道



■ 東大和の良好な景観形成に寄与する緑(東やまと20景)

○ 残しておきたい景観として市民が選定した「東やまと20景」の多くが公園や社寺境内地など緑の多い景観になっています。

都立東大和南公園



円乗院





⑤ 緑に関わる活動

■ 市民参加の取り組み

東大和市狭山緑地雑木林の会



活動内容：東大和狭山緑地内での定期的な萌芽更新や
択伐、下草刈りなどの維持管理活動など

会員数：維持管理活動の参加者数は約60名
(平成20年度現在)

活動日：月4回(主に土・日)

活動場所：狭山丘陵南面

緑のボランティア



活動内容：公園・緑地および子ども広場などの維持管理

活動日：随時

活動場所：東大和市駅前ロータリー、野火止用水、
公園など

主催：東大和市環境課緑化推進係